

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者における高額療養の支給情報を管理する。	
記録項目	1.識別番号(被保険者記号・番号) 2.氏名 3.住所 4.生年月日 5.性別 6.医療機関受診履歴 7.病歴 8.納税状況 9.課税状況 10.給付割合 11.診療点数	
記録範囲	高額療養費の支給対象に該当した者	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会より情報提供,住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	/	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	/	
備考		